

設備整備補助審査会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、新潟市地域活動補助金交付要綱第18条の規定に基づき、設備整備補助審査会（以下「審査会」という。）を必要に応じて設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 審査基準の策定に関すること。
- (2) 審査会における申請事業の審査に関すること。
- (3) その他交付申請の審査等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、市民生活部市民協働課長、各区の地域課長若しくは地域総務課長で組織する。

(座長)

第4条 審査会に座長を置き、市民生活部市民協働課長をもって充てる。

- 2 座長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ審査会の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、座長が招集し、議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 審査会の議事は過半数で決し、可否同数のときは、座長がこれを決する。
- 4 会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、市民生活部市民協働課が行う。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。